

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認岩手地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

|                               |     |
|-------------------------------|-----|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 2 件 |
| 厚生年金関係                        | 2 件 |
| (2)年金記録の訂正を不要と判断したもの          | 7 件 |
| 厚生年金関係                        | 7 件 |

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、事業主により厚生年金保険料を給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を平成12年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

また、申立人は、申立期間②について、事業主により厚生年金保険料を給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社における資格喪失日に係る記録を平成14年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を50万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和42年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成11年12月30日から12年1月1日まで  
② 平成14年2月28日から同年3月1日まで

私は平成10年10月1日から11年12月31日までの期間はA事業所で、13年8月1日から14年2月28日までの期間はB社で勤務していたが、社会保険事務所（当時）に確認したところ、申立期間について厚生年金保険の被保険者記録が無い旨回答をもらった。

申立期間について、給与支払明細書、源泉徴収票及び預金通帳のとおり厚生年金保険料が控除されているので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、雇用保険の被保険者記録により、申立人が平成10年10月1日から11年12月31日までA事業所に勤務していることが確認できる。

一方、平成11年当時は毎年5月から7月までの報酬を基礎として標準報酬月

額を算定し、10月に定時決定されていたところ、申立人から提出された預金通帳及び給与支払明細書を見ると、申立人の預金通帳における11年10月分から同年12月分までの給与振込額が同額で、申立人が所持している同年11月分及び同年12月分の給与支払明細書における社会保険料控除額も同額であることから、同年10月分給与から控除されている社会保険料額は定時決定後の額であったものと考えられ、申立事業所では厚生年金保険料を当月控除していたものと推認することができる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成11年12月分の給与支払明細書及び申立人のA事業所における同年11月のオンライン記録から、30万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間当時の資料を保存していない上、当時の事務担当者は既に退職しているため保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間②については、申立人から提出された源泉徴収票により、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、源泉徴収票及び申立人のB社における平成14年1月のオンライン記録から、50万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間当時の資料を保存していない上、当時の事務担当者は既に退職しているため保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を平成14年3月1日として届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年2月28日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年2月の保険料について納入の告知を行っておらず（その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の船舶所有者Aにおける資格取得日は昭和38年9月1日、資格喪失日は同年11月30日であると認められることから、当該期間に係る船員保険被保険者資格の取得日及び喪失日の記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年5月10日から同年10月10日まで

私は昭和38年2月から船舶所有者Aが所有するB丸に乗船し、途中で同所有者が所有するC丸に移った。申立期間において乗船したことを確認できる船員手帳や資料は無いが、同時期に一緒に乗船したC丸の船長には船員保険の記録がある。

船長から私の勤務について証言をいただけると思うので、船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間当時のC丸の船長の供述から、申立人が同船において勤務していたことが推認できる。

また、船舶所有者Aに係る船員保険被保険者名簿において、生年月日が申立人と異なるものの、申立人と氏名が一致する被保険者が昭和38年9月1日に被保険者資格を取得し同年11月30日に同資格を喪失している記録が確認でき、当該記録は基礎年金番号に未統合となっている。

さらに、前述の船長は、「申立人と同姓の者はほかにいたかもしれないが、同名の者はいなかった。」と供述している。

加えて、当該被保険者記録が記載されている船員保険被保険者名簿において、申立人と同日に資格取得した被保険者に照会したところ、当該被保険者の同名簿における生年月日が誤って記録されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人と同姓同名の船員保険の被保険者記録は、申立人の記録であると認められる。

なお、昭和 38 年 9 月及び同年 10 月の標準報酬月額については、船員保険被保険者名簿の記録により、1 万円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和 38 年 5 月 10 日から同年 9 月 1 日までの期間については、当該船舶所有者の所在は不明であり、当該期間に当該事業所において船員保険被保険者であった複数の者に照会したところ、B 丸に乗船したと供述した複数の者は申立人を記憶しておらず、申立内容を裏付ける供述及び関連資料を得ることはできなかった。

このほか、申立人の当該期間における船員保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として当該期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年8月1日から同年9月1日まで  
② 昭和58年1月26日から同年11月1日まで

私は、申立期間①においてA社に、申立期間②においては、B社に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録が無かった。

勤務していたのは間違いないので厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社は、昭和63年9月1日にC社に商号変更した後、平成6年7月1日付けで厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、元事業主は所在不明のため、申立人の申立内容を裏付ける関連資料や供述を得ることができなかった。

また、申立期間当時、当該事業所において厚生年金保険の被保険者であった複数の者に照会したが、申立人の申立内容を裏付ける供述を得ることができなかった。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したところ、申立人について、昭和44年4月1日資格取得、同年8月1日資格喪失と記録されておりオンライン記録と一致している上、申立期間においては、申立人の被保険者記録は無く、健康保険の整理番号に欠番や乱れも無い。

申立期間②について、申立人がB社で一緒に働いたとして名前を挙げている複数の元同僚によると、「申立人は申立期間当時、いったん退職し、申立期間後に再度勤務した。」と供述している。

また、当該事業所は平成11年10月21日付けで厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、元事業主は既に他界しており、その家族によると、「会社は既に閉鎖しており、当時の資料は廃棄済みである。」と述べていることから、申立人の申立内容を裏付ける関連資料や供述を得ることができなかった。

さらに、申立人の雇用保険被保険者記録によると、昭和 58 年 1 月 25 日に離職、同年 12 月 26 日に再取得と記録されており、同記録は厚生年金保険の被保険者記録と一致している。

加えて、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したところ、申立期間において申立人の被保険者記録は無い上、健康保険の整理番号に欠番や乱れも無い。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 4 月 30 日から同年 11 月 30 日まで  
私は、昭和 41 年 4 月 30 日から同年 11 月 30 日まで A 社（現在は、B 社）の C 工場に勤務していたが、申立期間における厚生年金保険被保険者記録が無いとの回答を受けた。  
勤務していたことは間違いないので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び元同僚の供述から、申立人が申立期間において、A 社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、事業所名簿及びオンライン記録によると、当該事業所は、昭和 43 年 4 月 1 日から厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は適用事業所ではない上、B 社では、昭和 45 年より前の社会保険関係資料は既に廃棄済みであるとして、申立人に係る厚生年金保険の適用について確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

また、申立人が名前を挙げた元同僚も、申立人と同時期に当該事業所に勤務した旨供述をしているが、申立人と同様に申立期間における厚生年金保険被保険者記録が無い。

さらに、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 43 年 4 月 1 日に、当該事業所における厚生年金保険被保険者資格を取得した複数の元従業員は、同日以前から当該事業所に勤務していたと供述しているところ、同日より前における厚生年金保険被保険者記録が無い。

加えて、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認でき

る関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 4 月から 52 年 3 月まで

私は、昭和 51 年 4 月から 52 年 3 月までの約 1 年間、A 社に勤務した。

しかし、社会保険事務所（当時）に確認したところ、勤務した期間の厚生年金保険の記録が無いとの回答を受けた。

勤務していたことは間違いないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者と認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の供述及び雇用保険の被保険者記録により、申立人が申立期間の一部期間において、A 社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人の厚生年金保険の加入について当該事業所に照会したところ、申立期間当時の書類は保管されておらず不明と回答しており、申立内容を確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

また、申立期間当時勤務していた複数の元同僚に照会したが、申立内容を裏付ける供述を得ることができなかった。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したところ、申立期間において申立人の記録が無い上、健康保険の整理番号に欠番や乱れも無い。

加えて、申立人に係る国民年金被保険者台帳によると、申立人は申立期間において国民年金に加入しており、国民年金保険料を納付している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年9月18日から28年1月9日まで  
私は昭和27年9月18日から船舶所有者Aが所有するBに乗船していたが、申立期間について船員保険被保険者記録が無かった。船員手帳を提出するので、申立期間について船員保険被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された船員手帳により、申立人は船舶所有者Aが所有するBにおいて、昭和27年9月18日雇入れ、29年2月1日に雇止めされていることが確認できる。

しかし、船員保険被保険者名簿によると、申立期間において申立人と同様に甲板員見習としてBに乗船したと供述している同僚の船員保険の資格取得日は、申立人と同様に昭和28年1月9日となっている上、当該同僚は、「私の船員手帳には、職務は甲板員見習、雇入年月日は27年9月18日と記載されている。」と供述しており、申立人の船員手帳の記録と一致している。

また、当該船舶所有者は既に他界しており、申立期間当時、当該事業所において船員保険の被保険者となっていた複数の者に照会したが、申立内容を裏付ける関連資料や供述を得ることはできなかった。

さらに、当該事業所に係る船員保険被保険者名簿を確認したところ、申立期間において申立人の記録は無い上、被保険者証記号番号に欠番や乱れも無い。

このほか、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 11 月 1 日から 42 年 5 月 1 日まで  
私は申立期間にA事業所に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録が無かった。間違いなく勤務していたので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B事業所が保管している辞令書(写)により、申立人は昭和 41 年 11 月 1 日から 42 年 4 月 30 日までA事業所に期限付臨時職員として勤務していたことが認められる。

しかし、申立人が前任者及び後任者として名前を挙げた同僚について、B事業所が保管している辞令書(写)により、当該同僚は申立期間の前後の期間に申立事業所に期限付臨時職員として勤務していたことが確認できるところ、当該同僚は当該勤務期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

また、昭和 41 年及び 42 年に申立事業所に期限付臨時職員として勤務していた者について、申立事業所における厚生年金保険の被保険者記録が無い者が複数確認できることから、当時、申立事業所においては、すべての者を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、申立期間に申立事業所において厚生年金保険の被保険者となっていた複数の者に照会したが、申立人の厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

加えて、健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したが、申立期間において申立人の記録は無い上、申立期間及びその前後の期間の健康保険の整理番号に欠番や乱れも無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 岩手厚生年金 事案 669

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 42 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 6 月 26 日から 63 年 1 月 8 日まで  
私は昭和 61 年 4 月 1 日から 63 年 1 月 8 日までA社に勤務していたが、申立期間における厚生年金保険の被保険者記録が無かった。納得できないので調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録により、申立人が昭和 61 年 4 月 1 日から 63 年 1 月 6 日までの期間においてA社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、当該事業所は平成 14 年 1 月 21 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、申立期間当時の事業主は既に他界しており、申立内容を確認できる関連資料や供述を得ることができなかった。

また、申立期間当時、当該事業所において厚生年金保険被保険者であった複数の同僚に照会したが、申立内容を裏付ける供述を得ることができなかった。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人の資格喪失日は昭和 62 年 6 月 26 日、健康保険被保険者証の返納日は同年 6 月 30 日と記録されている上、申立期間において申立人の記録は無く、健康保険の整理番号に欠番や乱れも無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 岩手厚生年金 事案 670 (事案 328 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 5 月ごろから 37 年 11 月ごろまで  
私は申立期間にA社に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録が無いとされた。間違いなく勤務していたので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) A社は昭和 37 年 11 月 25 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主も所在が不明のため、同社における申立人の勤務実態や厚生年金保険の適用について確認することができないこと、ii) 複数の同僚に照会したが、申立内容を裏付ける供述は得られなかったこと、iii) 同社に係る厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、申立期間において申立人の被保険者記録は無く、被保険者の整理番号に欠番や乱れも無いことなどを理由として、既に平成 21 年 6 月 8 日付けで当委員会の決定に基づく年金記録の訂正は必要ではないとする通知が行われている。

申立人は、今回の申立てにおいて、新たな資料等を提出していないものの、申立期間について、昭和 37 年 8 月ごろから 40 年ごろまでとしていたものを 35 年 5 月ごろから 37 年 11 月ごろまでに変更しているため、前回の調査に加えて当該事業所において厚生年金保険の被保険者となっていた複数の者に照会したが、申立内容を裏付ける供述や関連資料を得ることはできなかった。

また、申立人は当該事業所における同僚として 5 名の名前を挙げているが、そのうち 2 名は当該事業所の厚生年金保険事業所別被保険者名簿において厚生年金保険被保険者記録が確認できない上、申立人は当該事業所の従業員数について 30 名前後と供述しているところ、同名簿によると申立期間における被保険者数は最大 12 名であり、当該事業所ではすべての従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、当該被保険者名簿によると、申立期間において申立人の記録は無く、被保険者の整理番号に欠番や乱れも無い。

加えて、申立人は申立期間のうち昭和 36 年 8 月 15 日から 37 年 7 月 30 日までの期間は、別の事業所において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。